

教育資金準備とこども（学資）共済・保険

主任研究員 大沼 八重子

目次

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. はじめに | 4. こども保険等による教育資金準備 |
| 2. 進む教育支援制度の拡充 | 5. おわりに～祖父母世代への提案から、 |
| 3. 学校種別にみた教育費用の総額 | 子ども・孫との取引拡大へ～ |

1. はじめに

国内の長期金利が上昇傾向にあるのを踏まえ、2025年に入り、大手生命保険会社を中心に、平準払いの学資保険や積立保険の予定利率の引き上げが行われ、なかには再引き上げを行った大手生保もある。予定利率の引き上げは、契約者の保険料負担の軽減とともに、満期で受け取れる保険金の割合（給付率）が現行より上昇するなど利用者側のメリットが大きい。また、昨今では、契約者年齢の上限について引き上げを行うなど、契約者の利便性を高める商品改定を進める生保会社も少なくない。このような状況において、小さい子どもをもつ家庭においては、こども（学資）共済・保険（以下「こども保険等」という。）は、大学資金等の教育資金設計に向けて期待される手段の一つといえる。

一方で、高校の無償化、幼児教育・保育の無償化、経済的な理由で進学や修学を断念することのないよう大学無償化制度が始まっている。子どもの学費等教育費に関する環境は大きく変化しているが、様々な制度の導入により、教育費用はどのような変化がみられるのだろうか。

本稿では、教育支援制度、および教育費用の現状を概観したうえで、こども保険等を活

用した教育資金の準備について整理することとしたい。さらに、こども保険等は営業職員にとっても若年層との取引拡大に有効な仕組み・商品であり、こども保険等の推進をきっかけとする親世代を通じた子どもへのアプローチ・接点づくりについても考えてみたい。

2. 進む教育支援制度の拡充

(1) 公立高校の完全無償化、私立高校の支援拡充

① 2010年4月、「高校無償化制度」創設

教育の機会均等を目指し、無償化（返還不要授業料支援）を最も早く実現したのは、「高等学校等就学支援金制度」（以下「高校無償化制度」という。）である¹。2010年4月の創設時に所得制限はなく、就学支援金により公立高校に通う生徒の授業料を無償（不徴収）としたうえ、私立高校や国立高校の生徒を対象に公立の授業料同等額（年額11.88万円）の助成を行うこととした。また、低所得世帯の教育費負担の軽減を図るため、私立高校に通う生徒のうち、世帯の年間収入が350万円未満の世帯を2段階に分け、収入に応じ最大年額23.76万円（基準の就学支援金の2.0倍）の就学支援金の加算を行った。

1 制度開始当初の名称は、「公立高等学校授業料無償化・高等学校等就学支援金制度」。2014年4月から「高等学校等就学支援金制度」へ名称を変更。対象は、国公立高校に加え、特別支援学校高等部や高等専門学校（1～3年）等も含まれる。

② 2014年4月、所得制限を導入

高校無償化制度は、2014年4月に制度を一部改正し、所得制限が設けられた。所得制限によって、国公私立問わず、世帯年収目安910万円以上の生徒は対象外となり、2025年4月に所得制限が撤廃されるまで、続くこととなる²。一方で、所得制限により捻出された財源を活用し、私立高校に通う低所得世帯に対して就学支援金の拡充が行われた。私立高校に通う生徒のうち、対象世帯として世帯年収350万円～590万円未満の世帯を追加し、就学支援金の上限を収入に応じて最大年額29.7万円（基準の就学支援金の2.5倍）にまで引き上げた。そのほか、非課税世帯等を対象に、国公私立に関わらず、教科書や修学旅行費などの授業料以外の費用を支給する「高校生等奨学給付金」も創設された。制度の詳細は自治体により異なるが、国の補助基準では、非課税世帯のうち、全日制の国公立高校に通う生徒で年額14.37万円、私立高校に通う生徒で年額15.2万円の支給となっている³。

③ 2020年4月、私立高校生への支援拡充

2020年4月の制度改正では、私立高校に通う生徒のうち、世帯年収590万円未満の世帯を対象に、就学支援金の加算について上限額の引き上げを行った。これにより、上限額は、全国の私立高校の授業料平均額に近い39.6万円となり、年収590万円未満の世帯であれば、就学支援金により私立高校授業料の実質無償化となった⁴。

なお、国の制度では、私立高校の生徒への支援は、所得制限により対象者が限られることから、自治体のなかには独自の補助金制度を導入し、先行してさらなる負担軽減を図るものも少なくない。例えば、東京都では、2017年より私立高校に通う生徒をもつ都内に在住する保護者を対象に、授業料軽減助成金の支給を行っており、2024年度以降は所得制限を撤廃、上限を都内私立高校平均授業料相当額（年額48.4万円）にまで引き上げ、無償化を実現している。また、大阪府も国の就学支援金に府独自に上乗せする「私立高等学校等授業料支援補助金制度」により支援を行っており、2025年度以降の新制度では、授業料63万円までを上限に所得制限を撤廃、2026年度以降は全世帯を対象に授業料の全額補助により支援を行うとしている⁵。

④ 2025年4月、所得制限の撤廃

2025年4月、文部科学省は、年額11.88万円を全世帯に助成することとし、2014年以降続いていた国公私立高校の所得制限を撤廃した⁶。さらに、2026年4月からは、私立高校に通う生徒に対する就学支援金の加算についても所得制限を撤廃し、私立高校等の支給上限額を現行の39.6万円から45.7万円への引き上げが予定されている。つまり、2026年以降、概ねすべての世帯で高校授業料が無償となる。

2 市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯が対象外。両親（片働き）・高校生・中学生の4人家族のモデル世帯で世帯年収910万円以上。

3 授業料以外の教育費は、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等。

4 年収は前掲脚注2のモデル世帯を目安としている。ただし、2020年6月末までの所得判定基準は地方税の「所得割額」を基準としていたが、2020年7月以降「課税所得」を基準としており、扶養控除など各種控除後の金額で判定されるため、年収の目安は、片働きか共働きか、また子どもの数によっても異なる。

5 2025年時点では、世帯年収目安800万円以上の世帯に対し、63万円を超える授業料を自己負担としている。

6 文部科学省は2025年度に「高校生等臨時支援金」の制度を新設、2026年度以降の授業料無償化の本格実施に先駆け、年収約910万円以上世帯に年額11.88万円を支援する臨時措置を実施している。

(図表 1) 幼児教育・保育の無償化の対象となる施設

施設種別 対象		認可保育所・ 認定こども園 (保育利用)	施設型給付幼稚園・ 認定こども園(教育利用)		私学助成幼稚園等		認可外保育 施設等・ 一時保育事業等 (注2)
			教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス		利用料全額	利用料全額	月額11,300円 まで(注1)	月額25,700円 まで(注1)	月額11,300円 まで(注1)	月額37,000円 まで(注1)
満3歳児(3歳になった日から 最初の3月31日までにある 子ども)			利用料全額	対象外	月額25,700円 まで(注1)	対象外	
非課税 住民 世帯	満3歳児(3歳になった 日から最初の3月31日 までにある子ども)		利用料全額	月額16,300円 まで(注1)	月額25,700円 まで(注1)	月額16,300円 まで(注1)	
	0～2歳児クラス	利用料全額					月額42,000円 まで(注1)

(出典) こども家庭庁、ほか自治体等が紹介する案内を参考に筆者作成。

(注1) 無償化にあたり保育の必要性の認定が必要。

(注2) 認可外保育施設・一時保育事業等の無償化対象となる施設・サービスは、届出済の認可外保育施設(ベビーシッターを含む)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業。

(2) 幼児教育・保育の無償化等

① 2019年10月からスタートした幼稚園等の無償化

次に、無償化を実現したのは、小学校就学前の幼児教育である。幼児教育・保育の無償化は、重要な少子化対策として、2019年10月からスタートした。同制度は、3歳から5歳児クラス(小学校就学前まで)の子どもの幼稚園や保育所、認定こども園などの利用料(入園料及び保育料)を原則無償としている。ただし、私立幼稚園で施設型給付を受けない幼稚園の利用料は月額2.57万円まで、認可外施設等では月額3.7万円までを無償としている(図表1)。また、預かり保育については、幼稚園・認定こども園(教育利用)において預かり保育の必要性があると認定を受けた子どもを対象に、利用日数に応じて最大月額1.13万円までの範囲で利用料を無償化した。

なお、上限以上の費用については自己負担

となることのほか、通園送迎費や食材料費、行事費などは無償化の対象にはならないことに留意する必要がある。

② 0歳から2歳児クラスは国の制度上は住民税非課税世帯が対象

0歳から2歳児クラスについては、住民税非課税世帯に限り、認可保育園・認定こども園での保育料を無償、認可外保育施設等の場合は月額4.2万円までを無償としている。また、兄弟姉妹がいる場合、最年長の子ども(第1子)が幼稚園や保育園などを利用していれば、第2子の保育料は減額、第3子以降は保育料が無償となる。なお、年収360万円未満相当世帯であれば、第1子の年齢は問われない。

そのほか、自治体により、所得制限なしで0～2歳の第2子にかかる保育料の無償化を行うケースもある⁷。

7 東京都では、独自の取組みとして、2025年9月1日から年齢や所得にかかわらず認可保育所等を利用する全ての世帯を対象に、保育料等第1子無償化を実施している。

(図表 2) 高等教育の修学支援新制度により支援を受けられる年収の目安と支援額 (2025年度～)

支援区分	支援対象者	年収の目安	支援内容と支援額			
第Ⅰ区分	住民税非課税世帯の学生	～270万円	下記上限額まで支援			
			授業料等減免	国立	入学金上限額	約28万円
					授業料上限額	約54万円
				私立	入学金上限額	約26万円
					授業料上限額	約70万円
	多子世帯に属する学生	所得制限無し	給付型奨学金	国立・私立	自宅通学	約35万円
					自宅外通学	約80万円
第Ⅱ区分	住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	～300万円	授業料等減免・給付型奨学金とも、上限額3分の2まで支援			
	多子世帯に属する学生	所得制限無し	授業料等減免は上限額まで支援、給付型奨学金上限額3分の2まで支援			
第Ⅲ区分	住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	～380万円	授業料等減免・給付型奨学金とも、上限額の3分の1まで支援			
	多子世帯に属する学生	所得制限無し	授業料等減免は上限額まで支援、給付型奨学金上限額3分の1まで支援			
第Ⅳ区分	私立大学等の理工農系の学部・学科等に在籍する学生	～600万円	授業料等減免のみ上限額の4分の1まで支援 (給付型奨学金なし)			
	多子世帯に属する学生	所得制限無し	授業料等減免は上限額まで支援、給付型奨学金上限額4分の1まで支援			

(出典) 文部科学省「高等教育の修学支援新制度」、日本学生支援機構「給付奨学金 (返済不要)」等より、筆者作成。例示は、両親 (片働き) ・本人 (18歳) ・中学生の家族4人世帯の場合を示している。実際には多様な形態の家族があり、基準を満たす世帯年収は家族構成や構成員の年齢等により異なる。

③ 小学校・中学校

公立の小・中学校の授業料は、義務教育として無償で提供されているが、私立小・中学校に対する国からの補助金の支給はない。ただし、補助金により助成を実施する自治体や、保護者の失職・死亡・離婚・被災等、入学後に家計急変が発生した場合、家計急変世帯として補助金による支援を行う自治体もある⁸。

(3) 高等教育の修学支援新制度の拡充 (大学無償化制度)

最も教育費がかかる大学 (短期大学・高等専門学校・専修学校 (専門課程) 含む) は、2020年4月に高等教育の修学支援新制度 (以下「大学無償化制度」という。) がスタートした。大

学無償化制度は、①授業料・入学金の免除または減額 (授業料等減免)、②日本学生支援機構から返還を要しない給付型奨学金の支給、の2つの支援があり、対象となるには、学業の要件のほか、住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯等の世帯収入基準に該当する必要がある。対象は、「第Ⅰ区分」～「第Ⅳ区分」に分かれ、家族構成に基づく所得基準により支援額・支援内容が定められている (図表2)。例えば、父 (会社員) ・母 (専業主婦) ・学生本人 (18歳) ・兄弟 (中学生) の4人家族構成で、国立大学で一人暮らしをする場合、世帯収入が約270万円までであれば第Ⅰ区分に該当し、限度額の全額である入学金約28万円、授業料約54万円、生活費として約80万円が給付される⁹。

8 例えば、東京都では所得制限なく「私立中学校等授業料軽減助成金事業」により年額10.0万円を支援、埼玉県では、私立小・中学校に在学中に家計急変が発生した世帯を対象に、「埼玉県父母負担軽減事業補助金」により授業料補助額33.6万円を支援している。

9 モデル世帯 (両親 (片働き) ・高校生の申込者本人・中学生の4人世帯) を前提に算出されている。年収はあくまで目安であり、実際の選考は、税制等に基づき控除等された後の金額を用いる。なお、世帯年収のほか、資産制限 (不動産や貯蓄型生命保険、学資保険を除く) が設けられているが、2025年度より5,000万円未満に引き上げが行われた (多子世帯の授業料等減免の場合は3億円未満)。

第Ⅱ区分は住民税非課税世帯に準ずる世帯（世帯年収約300万円まで）で第Ⅰ区分の3分の2の金額、第Ⅲ区分は住民税非課税世帯に準ずる世帯（約380万円まで）で3分の1の金額の支援を受けることができる。第Ⅳ区分は私立大学等の理工農系の学部・学科等に在籍する学生かつ世帯年収600万円までの世帯で、第Ⅰ区分の支援額の4分の1を限度額に、授業料等について私立文系学部との授業料等差額分の支援を受けられるが、給付型奨学金による支援は受けられない。そのほか、扶養する子どもが3人以上いる多子世帯は、2025年度から所得制限が撤廃され授業料等を上限額まで支援が受けられるようになった。ただし、所得制限の撤廃は授業料のみ適用され、給付型奨学金は、第Ⅰ区分～第Ⅳ区分の世帯年収区分ごとの支援となる。なお、多子世帯は申込み時に扶養する子どもの人数が3人以上を条件としており、一番上の子どもが社会人となり扶養から外れると、支援対象外となる点に注意が必要である。

3. 学校種別にみた教育費用の総額

(1) 幼稚園から高校までの学校種別にみた教育費用の総額

対象者に制限のある大学を除くと、義務教育である小・中学校を公立に通い、私立高校の就学支援金の加算にかかる所得制限撤廃が2026年度に実現すれば、3歳から17歳までの授業料等教育費は原則無償化が実現する。教育にかかる公費負担が進み、教育資金にかかる環境は大きく変化している。

では、実際に、子どもの教育費用に変化はみられるのだろうか。幼児・児童・生徒一人当たりの学校教育費等を隔年で調査している文部科学省の「子供の学習費調査」から、高校無償化制度開始前の2008年と、直近の2023年調査とを比較し、子どもの教育費用を確認してみる。

学習費総額をみると、2023年までの15年で減少がみられるのは幼稚園のみであり、小中高とも増加している（図表3）。無償化が進んだ幼稚園の学習費総額の減少は、2019年にスタートした幼児教育・保育の無償化による寄与が大きいことが推察されるが、2010年にスタートした高校の無償化による学習費の総額への影響はみられず、むしろ増加となった。

（図表3）学校種別にみた学習費総額

区 分		幼稚園(3歳～5歳)		小学校(1～6年)		中学校(1～3年)		高等学校(全日制) (1～3年)	
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学習費 総額	2023年	55.4 万円	104.2 万円	201.8 万円	1096.9 万円	162.7 万円	468.1 万円	179.3 万円	309.1 万円
	2008年	68.9 万円	162.4 万円	184.6 万円	835.6 万円	144.1 万円	370.9 万円	154.9 万円	294.3 万円
	増減額 伸び率	▲ 13.5 万円 ▲ 19.6 %	▲ 58.2 万円 ▲ 35.8 %	17.1 万円 9.3 %	261.2 万円 31.3 %	18.6 万円 12.9 %	97.2 万円 26.2 %	24.5 万円 15.8 %	14.8 万円 5.0 %
うち学校 教育費	2023年	20.8 万円	46.2 万円	49.1 万円	632.4 万円	45.2 万円	338.4 万円	105.4 万円	229.9 万円
	2008年	39.5 万円	110.9 万円	33.6 万円	475.6 万円	41.4 万円	284.0 万円	107.1 万円	234.9 万円
	増減額 伸び率	▲ 18.7 万円 ▲ 47.3 %	▲ 64.7 万円 ▲ 58.3 %	15.4 万円 45.9 %	156.9 万円 33.0 %	3.8 万円 9.2 %	54.4 万円 19.2 %	▲ 1.6 万円 ▲ 1.5 %	▲ 4.9 万円 ▲ 2.1 %
うち学校 外 活動費	2023年	30.0 万円	47.3 万円	129.7 万円	432.3 万円	106.8 万円	126.9 万円	73.9 万円	79.1 万円
	2008年	24.9 万円	43.2 万円	126.1 万円	338.6 万円	91.5 万円	86.7 万円	47.8 万円	59.4 万円
	増減額 伸び率	5.1 万円 20.5 %	4.1 万円 9.5 %	3.6 万円 2.8 %	93.7 万円 27.7 %	15.3 万円 16.7 %	40.2 万円 46.3 %	26.1 万円 54.7 %	19.8 万円 33.3 %

（出典）文部科学省「子供の学習費調査」（2023年・2008年）より筆者作成。

（注）年間平均額を通学年数で算出した。学習費総額には、学校給食費を含む。



内訳でみると、高校は学習塾費など補助学習費を中心とする学校外活動費の増加が大きい。学習塾費は私立よりも公立が上回るほか、私立では2008年にはない項目である留学・ホームステイなどの海外での学習等に要した費用である国際交流体験活動が増加しており、無償化した授業料分が、学校外での活動等へ振り向けられている様子が見える。

(2) 小学校～高校までの公立・私立との差異

同調査の2023年度の学習費総額を、公立と私立とで比べると、幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれも私立が際立って高い。幼稚園は私立が公立の約2倍の104.2万円、小学校では約5倍の1,096.9万円、中学校では約3倍の468.1万円、無償化が始まった高校ですら2倍の309.1万円となっている。

また、高校卒業までの学習費総額を学校の公私の組合せ別にみると、全て公立でも約600万円、全て私立となると約2,000万円に上り、全て私立に進学する場合では、公立の約3倍を上回る費用がかかる(図表4)。物価も大幅に上昇しており、家計における子どもの教育

費用の経済的負担は統計でみる以上に大きいことが推察される。

(3) 大学にかかる教育費

次に、大学の授業料、入学科および施設設備費等の大学にかかる教育費を確認する。教育費のなかで、最も大きな割合を占める大学は、国立、公立、私立では文科系・理科系により費用が異なる。

国立大学の学費は、文部科学省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」により標準額が定められ、4年制学部は総額約242.5万円となっている(図表5)。また、

(図表4) 高校までの公私の組合せ別教育費

	合計
幼稚園～高校卒業まで全部公立	599.2 万円
幼稚園～中学校まで公立	729.0 万円
幼稚園～小学校まで公立	1,034.3 万円
幼稚園のみ公立	1,929.5 万円
幼稚園～高校卒業まで全部私立	1,978.3 万円

(出典) 文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」(2024年12月)より筆者作成

(図表5) 大学の授業料、入学料及び施設設備費等

(参考:第Ⅰ区分により大学無償化による支援を受けた場合)

	4年間合計					4年間合計	
		入学料	授業料(年額)	施設設備費(年額)		入学料、授業料(年額)	
国立	242.5万円	28.2万	53.6万円	-	-	-	-
公立(平均値)	地域内237.1万円 地域外253.4万円	地域内22.6万円 地域外38.9万円	53.6万円	-	地域内 - 万円 地域外10.9万円	(地域外) 入学料10.9万円	
私立文科系	410.8万円	22.4万円	82.7万円	14.4万円	110.2万円	授業料 12.7万円	
私立理科系	541.8万円	23.5万円	116.3万円	13.3万円	256.8万円	授業料 46.3万円	
私立医歯系(6年)	2,354.3万円	107.7万円	286.4万円	88.1万円	1,938.8万円	入学料81.7万円 授業料216.4万円	

(出典) 文部科学省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、文部科学省「2024年度 学生納付金調査結果(大学昼間部)」、文部科学省「令和5年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金 平均額(定員1人当たり)の調査結果について」、文部科学省「高等教育の修学支援新制度」より筆者作成。
(注) 合計は、初年度の授業料、施設設備費を4倍(私立大医歯系は6倍)して算出した。

地方公共団体が設置・管理する公立大学は、その地域内出身者の入学料を安くするなどの特色があり、学費の平均額は214.5万円～253.4万円となっている。私立大学は、大学や学部ごとに異なり、国立・公立と比べ高額で、平均額は文科系学部が410.8万円、理科系学部が541.8万円、医歯系学部で2,354.3万円となっている。

因みに、住民税非課税世帯である第Ⅰ区分で全額の支援を受けたケースで教育費がどの程度変わるのかをみると、図表5・右側（参考）に示す通り、国立は無料、公立は地域外で10.9万円の自己負担、私立文科系で110.2万円の自己負担、私立理科系で256.8万円の自己負担、私立医歯系で1,938.8万円の自己負担となる。第Ⅰ区分による支援を受けたとしても、私立大学へ進学した場合の負担は大きい。

大学無償化制度により、私費負担中心であった大学進学費用は、一部公費負担により賄われるようになったものの、対象者が限定されており、補助金額の上限額を超えた部分は自己負担となる。そのほか、教科書や参考書、パソコン等も必要となるほか、大学生で一人暮らしの場合は、生活費の負担も大きい。日本学生支援機構の2022年度調査によると、アパートに居住する大学生の生活費は年間約110万円であり、4年間で400万円以上が必要となるとしている¹⁰。大学にかかる教育資金は、家計において大きなウエイトを占めることに変わりはないとみられる。

4. こども保険等による教育資金準備

(1) 教育資金準備に有効なこども保険等

教育にかかる無償化が進み、少子化に対する支援は充実傾向にあるが、塾などの学校外

にける費用や、小学校・中学校への私立受験など教育にお金をかける傾向は低年齢化が進みつつあり、教育費負担は重くのしかかっている。しかし、小・中学校を公立に通えば、現状では、教育費用がピークを迎えるのは大学進学時といえる。

2024年度の全国の大学（学部）・短期大学（本科）進学率（過年度卒を含む）は62.3%と過去最高であり、ここ数年では大学卒業者の大学院等への進学率も12.6%、大学院へ進む学生も増加傾向にある¹¹。教育費の準備が整わない場合は貸与型の奨学金制度を活用する方法もあるが、将来的に学生自身が奨学金を返済していく必要があり、将来を見通した教育資金設計が重要といえる。

教育資金準備には様々な手段が考えられる。積立や投資の場合、扶養者に万一の場合には十分な準備ができなくなるという可能性も含んでおり、その点をカバーするのが、こども保険等である。こども保険等は、長い期間、必要な教育資金を計画的・確実に準備でき、教育費を必要とするタイミングに合わせ資金の確保が可能である。また、教育資金を計画的に準備するという目的が明確なため、他への流用がしづらく、継続的、着実に学資の積立てができることにもメリットがある。さらに、保障機能を持ち、保険料等払込免除特約や養育（育英）年金特約を付帯すれば、親に万が一のことがあっても教育資金を確保でき、安心して進学できる点でも、加入メリットは大きい。

(2) こども保険の新契約・保有契約の状況

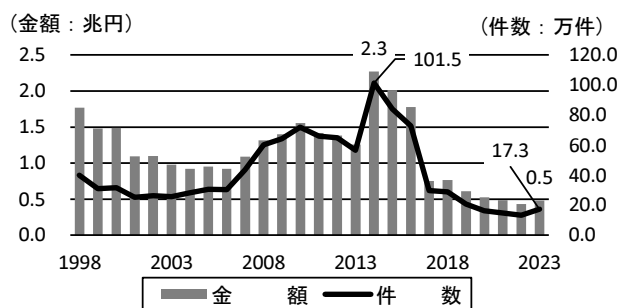
こども保険は、2025年7月末現在、生命保険会社14社が取り扱っている¹²。2023年度末の

10 日本学生支援機構「令和4年度 学生生活調査結果」。国立で109.9万円、私立で106.6万円。

11 文部科学省「学校基本調査」（2024年）。

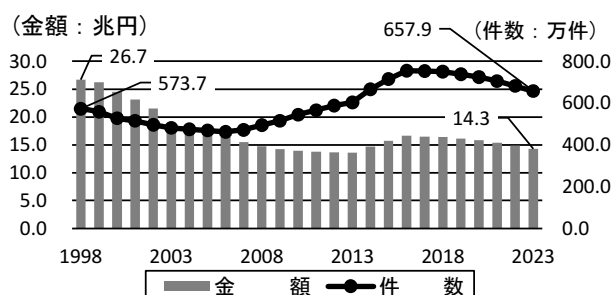
12 筆者調べ。

(図表 6) こども保険新契約高・件数の推移



(出典) 生命保険協会「生命保険事業概況」より筆者作成。2008年以降、かんぽ生命の契約を含む。

(図表 7) こども保険保有契約高・件数の推移



(出典) 生命保険協会「生命保険事業概況」より筆者作成。2008年以降、かんぽ生命の契約を含む。

こども保険の新契約高・保有契約高をみると、全体的には件数・金額ともに減少傾向にある

(図表 6・7)。特に、新契約件数・金額が大幅に減少した2017年は、2016年1月に日銀がマイナス金利政策を発表したことに伴い標準利率の引き下げが行われ、2017年4月に各保険会社がこども保険等の予定利率を引き下げたことが大きく影響した。

ただし、2023年度末の新契約件数をみると、17.3万件（前年度比129.3%）、新契約高は0.5兆円（前年度比111.3%）となっており、前年度に比べると若干であるが増加がみられる。これは、2022年以降、国内の長期金利が上昇傾向にあり、一部の生保会社で予定利率の引き上げが行われたことなども影響していると考えられる。さらに、2024年3月に日銀のマイナス金利政策の解除を受け、2025年1月に入り、大手生保各社はこども保険等の予定利率の引き上げを行っており、契約者の実質的な保険料負担が軽減され、こども保険等の魅力もアップしてきているといえる。

(3) 契約者年齢の引き上げが進むこども保険等

① 祖父母を契約者とする場合の条件

こども保険等には、様々な商品・仕組みが

あるが、昨今、契約者の契約可能年齢の上限を拡大・引き上げる生保会社が少なくない。これは3親等以内の親族や被保険者を扶養する者を契約者とするもので、これにより、孫を被保険者、祖父母を契約者とするのが可能となった。

こども保険等の契約者年齢は生保各社によって異なるが、こども保険等を取り扱う生保会社のうち、契約者年齢の上限を60歳以上にまで引き上げを行う生保会社が少なくとも10社以上あり、最高が75歳となっている¹³。祖父母を契約者にする場合、親（親権者）の同意をはじめ、健康状態の告知が必要な場合や、契約者に万一のことがあった場合に保険料・掛金（以下「保険料等」という。）が免除になる保険料等払込免除特約を付帯できない（または保険料等払込免除不担保特約の付加を条件）などのほか、同居を条件とする生保会社もあり、生保各社によって条件が異なっている。

② 祖父母を契約者とする場合等の注意点

(ア) 贈与税の対象となる

こども保険等は、親が契約者および受取人となり、親が受け取る祝金や満期保険金は所得税の課税対象となるのが通例である。一時

13 筆者調べ。2025年8月末現在。

所得であれば、満期保険金などの受取金から支払った保険料等の合計金額を差し引いた金額が50万円を超えなければ税金はかからない。

しかし、祖父母が契約者となり、受取人を孫または孫の親とする場合、受取人は保険料等を負担せずに満期保険金を取得することになるため、満期保険金の金額がそのまま贈与税の課税対象となる点に注意する必要がある。

贈与税は、1年間に贈与により受け取った財産の価額を合計し、その合計額から基礎控除額110万円を差し引き、その残りの金額に税率を乗じて税額を計算する。つまり、満期保険金が110万円以上の場合、一括で受け取ると基礎控除額を超える可能性がある。そのため、大学入学から4年間に分けて受け取るなどの受取方法を選択するなどが望まれる。

（イ）契約者の死亡等

祖父母が契約者となった場合、年齢的に契約者が死亡する可能性がないとはいえない。一般的には、契約者が死亡した場合、こども保険等の権利は相続財産として、契約を引き継いだ承継契約者に相続税が課税され、契約者死亡時点での解約返戻金相当額が評価額となる。その後、祝金・満期保険金等を受け取る場合は、所得税の課税対象となる。

また、祖父母が契約者となる条件として、保険料等払込免除特約が付加できないケースや、契約者万一の場合に備えた養育（育英）年金特約が付加できないケースが少なくない。ただ、祖父母を契約者とする加入条件に、保険料等の払込期間を10年等短く設定する生保会社が多く、既に保険料等が払込終了である可能性もある。

（ウ）孫の親に保険料分を贈与する

祖父母を契約者とする場合、保険料等払込

免除特約や養育（育英）年金特約が付加できないなど、こども保険等のメリットを得られないケースもある。そこで、年間110万円までの贈与税の非課税枠を利用して、祖父母から保険料を贈与してもらう方法が考えられる。つまり、通例通り、親を契約者および保険金受取人にしたこども保険等へ加入して、祖父母から年間110万円を上限に保険料を受け取るというものである。

なお、祖父母が保険料支払者で親が受取人とみなされると、祖父母からの贈与により取得したものとなり、満期保険金の金額がそのまま贈与の課税対象となってしまう可能性がある。あくまでも親が支払っているという実態を明確にするためにも、贈与の都度、贈与契約書を作成するとともに、祖父母から親の預金口座を通して贈与の記録を残し、保険料の引き落としを親の口座にすることが望まれる。

そのほか、毎年一定の金額を贈与することが決まっている定期贈与（連年贈与）とみなされると、毎年の贈与金額が110万円以下であっても、贈与額の合計額に対して贈与税が課税される可能性があることにも注意する。毎年その都度贈与する贈与契約が成立していることを立証するためにも、贈与をする度に贈与契約書を作成することが望まれる。

5. おわりに～祖父母世代への提案から、子ども・孫との取引拡大へ～

夫婦が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が52.6%で最も多い¹⁴。高校無償化制度開始前（2005年調査）の65.9%と比べると減少してはいるものの、子どもの教育費の負担感は依然として大きいようだ。どのような進学コースであっても、高校卒業までの日々の家計のやりくりによる捻出、教育費のピークを迎え

14 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（2021年6月）。

る大学進学を前提とした教育資金の準備が不可欠となる。しかし、親の経済能力をはるかに上回るケースも少なくない。比較的経済的余裕があるのであれば、祖父母世代による経済的な支援は、子や孫にとって重要であるだけでなく、祖父母・子・孫との交流により絆を深めることにも役立つ。

今、生命保険等業界が抱える課題に、若年層との取引がある。非加入理由には、金銭的な面だけでなく、そもそも生命保険等の営業職員との接点自体の減少が要因にある。地方においては、県外に若年層が流出し、若年層と取引できる機会が限られ、さらに、地方に住む親が亡くなれば、その子どもと関係を構築できる可能性は完全に断たれてしまう。生命保険等業界全体で、見込み客をはじめとするマーケット自体の縮小が進んでいるといっても過言ではない。

生命保険文化センターの調査によれば、直近に加入した契約の加入のきっかけは、男女とも30～40歳代では「結婚をしたので」「子どもが誕生したので」が2～3割を占め、それぞれ高い¹⁵。「結婚」「子どもの誕生」は保障の必要性を喚起する重要なライフイベントであり、営業職員にとっては、そこでの祖父母を通じた子どもとの関係構築が必要といえる。子どもの結婚や孫の誕生に関する情報から、子ども・孫との接点を築くきっかけをつくり、若年層との取引拡大につなげることが肝要である。まずは、祖父母に対し、子どもや孫に対する思いを聞き、それを子どもや孫に理解してもらう。「孫の教育費を支援したい」「介護になった時には、子どもや孫に迷惑をかけたくない」、その解決に資する仕組み・サービスの提案が営業職員等に期待される。生命保

険・共済は、加入から支払いに至るまでの長期にわたる契約であり、新契約時・保全時・支払（請求）時の各局面において、様々な手続きが非定期的・断続的に発生する。世代を超えたライフプランのサポートが営業職員に望まれる。

15 生命保険文化センター「2022（令和4）年度 生活保障に関する調査」。「結婚をしたので」男性30歳代32.1%、40歳代22.9%、女性30歳代22.9%、40歳代18.5%、「子どもが誕生したので」男性30歳代23.2%、40歳代17.4%、女性30歳代20.1%、40歳代16.8%。